

地方分権改革の推進による都市自治の確立等に関する要望

真の地方分権型の新しい行政システムを構築し、国・地方を通じた行財政改革を推進するため、国は、次の事項について積極的かつ適切な措置を講じられたい。

1．第二期地方分権改革について

(1) 都市自治体が地域における包括的な行政主体として、自立性の高い行財政運営を行うことができるよう、補完性の原理に基づき、国と地方の役割分担を明確化し、一定の分野ごとにまとまった事務・権限を移譲するとともに、これに伴う税財源を移譲すること。

また、国による関与、義務付け・枠付けを廃止・縮小するとともに、国の地方支分部局を整理し、国と地方の二重行政を解消すること。

(2) 地方分権改革推進委員会は、地方と十分意見交換を行い、調査審議を進めること。また、政府は、「国と地方の協議の場」を早期に再開すること。なお、地方分権改革推進計画の作成にあたっては、地方の代表者と十分協議すること。

(3) 地方分権改革の推進こそが国・地方を通じた最大の行財政改革につながることから、国は、地方支分部局の廃止等、遅れている自身の行財政改革を断行すること。

(4) 地方に関わる事項について、政府と地方の代表者等が協議するため、「(仮)地方行財政会議」を法律により設置し、地方の意見を政府の政策立案と執行に反映すること。

(5) 現行の法定受託事務について、地方分権改革の視点から再検討し、自治事務への転換を図るなどの見直しを行うこと。また、法定受託事務は新設しないこと。

2．道州制のあり方に関する検討にあたっては、基礎自治体の意見を十分反映させるとともに、国民的議論を促進するため、世論の喚起を図ること。

以上要望する。

市町村合併支援の充実強化等に関する要望

市町村の自主的な合併の推進及び合併市町村における円滑な行政運営と計画的な地域振興等を図るため、国は、次の事項について積極的かつ適切な措置を講じられたい。

1. 合併市町村に対する財政措置等について

- (1) 「市町村の合併の特例に関する法律」(旧合併特例法)に基づく合併市町村に対する財政措置については、国と地方の信頼関係を損なうことのないよう、確実に実施するなど、市町村における計画的な事業実施ができるようにするとともに、その活用にあたっては、地域の実情に応じた弾力的運用を可能とすること。
- (2) 合併市町村については、自主的合併が円滑に進展するよう的確な情報提供を行うとともに、地域の実情や合併後の行政運営に配慮し、普通交付税の算定の特例措置を拡充するなど、適切な措置を講じること。

2. 合併市町村の計画的な振興及び整備を促進するため、合併特例債については、その所要額を確保するとともに、地域の実情に応じた幅広い活用ができるようにするなど、適切な措置を講じること。

以上要望する。

防災・災害対策の充実強化等に関する要望

都市自治体においては、大規模災害に即応できる防災対策の一層の充実が求められている。

よって、国は、次の事項について積極的かつ適切な措置を講じられたい。

1. 地震等の災害復興支援について

- (1) 中越大地震と能登半島地震の復興支援において、所得税等、税制上の優遇措置の拡充を講じること。
- (2) 被災者の生活再建支援制度については、住宅本体や宅地復旧への支援、解体の支給要件及び所得要件の緩和、支援金支給に関する年収・年齢要件の緩和、支給限度額の引上げ等、制度の拡充を図ること。
- (3) 被災住宅の再建支援制度の充実を図るため、国による災害共済制度について検討すること。

2. 防災・災害対策等の充実強化について

(1) 東南海・南海地震及び東海地震など大規模地震について

河川改修事業に対する財政措置の拡充を図るとともに、津波対策の強化を図ること。

住宅家屋の耐震診断や耐震改修を推進するため、所得税の減免など税制上の優遇措置を講じること。

消防の庁舎など防災拠点施設の建替えに対し必要な財政措置を講じること。

(2) 富士山火山広域防災対策について、中央防災会議決定の「富士山火山広域防災対策基本方針」等による広域的かつ重点的な火山防災対策を推進すること。

また、有効な避難路としての高速道路活用の防災体制を整備すること。

(3) 全国瞬時警報システム（J - ALERT）を利用し、すべての住民に緊急情報を伝達する体制を整えるため、防災無線のデジタル化について財政措置の充実強化を図ること。

3. 消防・救急業務体制の充実強化について

(1) 防災無線のデジタル化について財政措置の充実強化を図ること。

- (2) 消防団員の確保を図るため、消防活動に対する協力企業への税制上の優遇措置を講じること。また、資機材の整備など、自主防災組織の育成に対する財政措置を講じること。
- (3) 救急救命士の気管内チューブによる処置のための病院実習について、円滑な実施を図るための措置を講じるとともに、受入れ側の医療機関等への財政措置を講じること。
- (4) 高速自動車道の消防・救急業務に対する支弁金制度について、地域の実情に応じた見直しを行うこと。

以上要望する。

安全対策の充実強化等に関する要望

市民生活の安全対策の充実・強化等を図るため、国は、次の事項について積極的かつ適切な措置を講じられたい。

1．我が国の治安を速やかに回復し、安全で安心なまちづくりを一層推進するため、銃器の摘発体制の強化、海外からの流入の阻止、密輸密売防止のための国際協力を推進するとともに、暴力団に対する取締りの強化を図ること。

また、「毒物及び劇物取締法」等の関係法令の強化により、少年のシンナー等薬物乱用の取締りを強化するとともに、暴力団による密売等違法な販売に関する取締りを強化するなど、総合的な治安対策の強化を図ること。

2．北朝鮮による拉致被害者全員の早期帰国の実現と、拉致の可能性のある行方不明者の全容解明に向け、政府を挙げて最大限の努力を行うこと。

3．速度超過による事故を防ぐため、市民生活に密接な生活道路における法定速度の見直しを検討すること。

以上要望する。

国民保護措置の実施に係る支援の充実強化に関する要望

都市自治体における国民保護措置の実施のため、国は、次の事項について適切かつ積極的な措置を講じられたい。

- 1．地方公共団体が実施する国民保護のための措置に係る費用については、原則として国の負担とされているが、地方公共団体の負担とされる職員の給与、管理及び行政事務の執行に要する費用等についても、国の責任において必要な財政措置を講じること。

また、有事に備えて、資機材の整備や、国、都道府県、市町村、関係機関が連携した訓練を継続するとともに、自治体独自の訓練の実施等に要する経費についても、原則、国の負担とすること。

- 2．NBC（核・生物・化学）攻撃による被害想定及びこれに基づく対応策について、国の責任において十分な研究を行い、早期に示すとともに、資機材や特殊な薬品等の適切な備蓄、調達体制を早急に整備すること。

以上要望する。

過疎地域の振興に関する要望

過疎地域の振興を図るため、平成 22 年度以降における新たな制度を創設し、総合的な過疎対策を実施するとともに、条件不利地域や合併により広域化した自治体内等の地域間格差の是正を図るため、地域の実情に即した過疎対策を講じること。

以上要望する。

情報化施策の推進と地上デジタルテレビ放送移行への支援 に関する要望

すべての国民がITを活用し、その恩恵を享受できる社会を実現するとともに、2011年の地上デジタルテレビ放送への完全移行を円滑に実施するため、国は、次の事項について、適切かつ積極的な措置を講じられたい。

1．電子自治体の実現に向けた基盤整備やシステム構築及びその運用等について、適切な財政措置を講じるとともに、技術的支援を強化すること。

2．高度情報通信ネットワーク社会の形成を推進し、情報格差を是正するため、民間事業者も含めた情報通信基盤の整備、公共ネットワークや放送・通信事業者等の光ファイバー網など既存施設の有効活用、技術支援、人材育成等について必要な措置を講じること。

特に、中山間地域等の条件不利地域における携帯電話の不感の解消や、CATV、高速ブロードバンド環境などの情報通信基盤の整備等に対する財政措置等を充実すること。

3．地上デジタルテレビ放送への完全移行に際しては、難視聴地域の拡大が懸念されることから、国及び放送事業者の責任において、当該地域に対する十分な情報提供と整備・対応を図ること。

また、難視聴地域の解消のため、中継局の整備及び共聴施設の整備・改修、さらに維持管理等について、市民や都市自治体に過剰な負担を強いることがないよう支援措置等を講じること。事業主体が共同受信施設組合のような任意組合であっても支援措置の対象とすること。

さらに、低所得の高齢者世帯に対する専用チューナー設置などの措置については、都市自治体と十分な協議を行ったうえで方針を決定すること。

4．都市自治体による統合型GIS構築に対する財政措置等を充実すること。

5．不法投棄の監視や固定資産税の課税根拠となる現況地目の的確な把握のため、国

の情報収集衛星の撮影画像を提供すること。

以上要望する。

住民票の写し等の交付手続等の改善に関する要望

本人が住民票の写し等の交付状況を知り得る制度とするなど、住民基本台帳における個人情報保護のさらなる充実を図ること。

以上要望する。

戸籍謄本・抄本等の交付手続等の改善に関する要望

戸籍における個人情報の保護のさらなる充実を図るため、本人による戸籍謄本・抄本等の交付請求書の開示請求を認めるなど、本人が交付状況を知り得る制度とすること。

以上要望する。

外国人登録制度の改善等に関する要望

在留外国人の負担の軽減を図るため、外国人登録証明書の常時携帯義務の廃止、各種義務年齢の引上げ等、外国人登録制度の抜本的な改善措置を講じること。

また、国内に在留する外国人の増加傾向に鑑み、外国人に関する各府省の政策の連携を強化すること。

以上要望する。

人権擁護の推進に関する要望

人権擁護の推進を図り、住民の基本的な人権を護るため、国は、次の事項について積極的かつ適切な措置を講じられたい。

- 1 .人権尊重の理念を啓発し、差別や虐待などの人権侵害から被害者を救済するため、実効性ある人権擁護・人権救済制度を早期に確立するとともに、制度の積極的な周知を図ること。
- 2 . インターネット等を利用したプライバシー侵害や人権侵害による被害の防止、被害者救済等のため、差別情報の即時削除や再発・未然防止、被害者救済等について、関係省庁間等の連携を進め、十分な措置を定めた法制度を整備すること。
また、インターネット上での同和地区に関する地名の記載に対して、国の人権擁護機関において迅速に削除要請を行うこと。
- 3 . 人権問題に関する国民の正しい理解と認識を深めるため、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律の趣旨を踏まえ、人権意識の高揚に向けた人権教育及び人権啓発の一層の推進を図ること。
また、国の委託啓発事業について、委託対象の緩和等、地方公共団体の要望を踏まえた制度の充実と委託費の大幅な増額を図るとともに、地方公共団体が実施する人権教育及び人権啓発事業に対して十分な財政措置を講じること。
- 4 . 人権擁護委員活動の重要性に鑑み、委員活動の活性化に向け、研修の充実を図るとともに、予算の確保など必要な措置を講じ、報酬の支払いまたは十分な費用弁償を行うよう制度を改善すること。

以上要望する。

男女共同参画社会の推進等に関する要望

男女共同参画社会を推進するため、男女間の賃金格差の解消、仕事と家庭の両立支援等、女性の労働権を保障するための必要な施策を講じるとともに、男女雇用機会均等法、パートタイム労働指針の趣旨の周知徹底を図ること。

また、配偶者等からの暴力の防止、被害者の保護及び自立支援等の施策を速やかに実施すること。

以上要望する。

郵便貯金銀行の公金収納手数料の引下げに関する要望

郵政民営化後における郵便貯金銀行の公金収納手数料について、現在の銀行等の負担水準以下に引き下げること。

以上要望する。

北方領土の返還促進に関する要望

北方領土問題は、我が国における戦後最大の懸案事項であり、北方領土の返還実現は、全国民の多年にわたる悲願である。

よって、国は、一日も早い領土問題の解決と平和条約締結に向けた外交交渉を、国内外世論の喚起に努めながら一層加速化させ、引き続き最大限の努力を行うこと。

以上要望する。

地籍調査事業の推進等に関する要望

都市自治体においては、国土利用の高度化と地籍の明確化を目的とした地籍調査事業を実施するために、大きな財政負担と膨大な事務処理を強いられており、その計画的な推進は極めて困難な状況にある。

よって、国は、地籍調査事業を円滑に推進するため、必要かつ十分な財政措置を講じられたい。

以上要望する。

都市税源の充実強化等に関する要望

都市の自主財源の根幹である都市税源を充実させるため、国は、次の事項の早期実現のため適切な措置を講じられたい。

1. 地方分権をより一層推進するためには、地方が担う事務とその責任に見合う税源配分となるよう、税源移譲により、地方税源の更なる充実を図ることが必要である。

そのためには、当面、国税対地方税の税源配分 5 対 5 を実現させること。その際には、偏在性の少ない地方消費税などの充実により、安定的な税体系を構築するとともに、地方間の税収偏在の是正にも配慮すること。

2. 個人住民税は、地域社会の費用を住民が広くその能力に応じ負担する税であり、基礎的行政サービスを安定的に支えていくうえで極めて重要な税であることを踏まえ、次の措置を講じること。

(1) 個人住民税均等割については、これまでの 1 人あたりの国民所得や地方歳出等の伸びを勘案すると低い水準にとどまっているため、その税率を引き上げること。

(2) 個人住民税における生命保険料控除等については、本来住民税の性格になじまないことから、廃止を含めた見直しを行うとともに、新たな政策的控除は原則として行わないこと。

また、配偶者控除などの人的控除についても課税の公平・中立・簡素などの観点から見直しを行うこと。

(3) 個人住民税においても所得発生時点と税の徴収時点との時間的間隔をできるだけ近づけ、本来の所得課税のあり方である所得の発生に応じた税負担を求めることとなるよう、所得税と同様の現年課税方式について検討すること。

(4) 公的年金等からの特別徴収については、平成 21 年度導入に向け、検討を進めること。これに伴う都市自治体のシステム開発等の財政的負担や事務的な負担に対しては、十分な財政措置を講じるこ

と。

- 3．固定資産税は、地方税の大宗をなしている重要な基幹税目であることから、現行制度を堅持し、その安定的確保を図り、税務事務の円滑化に資するよう更に配慮すること。
- 4．定額課税の税率については、相当期間にわたり税率が据え置かれていることから、税負担の均衡等を勘案し、次の措置を講じること。
 - (1) 原動機付自転車に対する軽自動車税については、徴税効率が極めて低い現状にかんがみ、標準税率、課税方法等の課税制度の見直しを行うこと。
 - (2) 特別とん税については、港湾施設の整備に要する費用の増大等にかんがみ、税率を引き上げること。
- 5．ゴルフ場利用税については、ゴルフ場所在都市におけるゴルフ場関連の財政需要に要する貴重な財源であることから、現行制度を堅持すること。
- 6．地方税における非課税措置、課税標準の特例措置等の特別措置については、税負担の公平確保の見地からより一層の整理合理化を図ること。

特に、固定資産税等の非課税措置、課税標準の特例措置については、抜本的に是正措置を講じること。

また、国税における租税特別措置についても見直しを行い、地方税収を確保すること。
- 7．大都市固有の行財政需要に総合的に対応するため、大都市の税制のあり方について検討し、事務配分に見合った税制度とすること。
- 8．三位一体改革の一環である税源移譲により、市民税が大幅に増加することに伴って、今後ますます滞納者、滞納額の増加が想定されることから、国・都道府県・市町村の協力体制を一層強化するとと

もに、徴収事務については、民間事業者への委託の拡充を含め、さらなる合理化・効率化が図られるよう、必要な措置を講じること。

以上要望する。

地方交付税の充実にに関する要望

地方財政は、近年の地方交付税の大幅削減と国の「経済対策」に伴う公債費負担の増加により、危機的な状況にある。

そのため、都市自治体は、一層の住民福祉の増進を図るため、国に先じて行政改革に取り組み、不断の努力により、財源を捻出している。

にもかかわらず、「国の財政状況は総体で地方よりも極めて厳しい状況にあり、地方も国と同様の厳しい歳出改革を行い、そのためには、地方交付税を抑制するべき」との地方の努力を無視した議論が根強く残っているが、交付税制度の本質を理解しない一方的な議論であり、断じて容認することはできない。

よって、国は、地方の信頼を損うことなく、都市自治体の安定的な財政運営が図られるよう、次の事項について積極的かつ適切な措置を講じられたい。

- 1．平成 20 年度の地方交付税については、都市自治体の安定的な財政運営に必要な所要額を確保するとともに、財源保障、財源調整の両機能を強化すること。

また、地方財源不足に対する補てんについては、地方交付税の法定率の引上げで対応すること。

なお、地方交付税が、国から恩恵的に与えられているものでないことを明確にするため「地方共有税」への組み替えを検討すること。

- 2．地方交付税の算定にあたっては、都市自治体の実態に即した算定方法の見直しを行うこと。

また、いわゆる新型交付税の算定方法を見直す場合には、都市自治体の多様な行政需要を的確に反映するとともに、財政運営に支障が生じないよう、慎重に対応すること。

なお、地方固有の財源である地方交付税を原資としている頑張り地方応援プログラムについては、地方交付税の本旨を見失うことのないよう配慮すること。

3 . 景気対策や政策減税、財政対策等、国が後年度に財源措置すると約束した交付税措置は地方交付税を減じることなく確実に履行すること。

4 . 地方自治体が計画的な行財政運営を行うことができるよう、地方財政の予見可能な中期的な財政ビジョンを策定すること。

以上要望する。

国庫補助負担金改革に関する要望

国庫補助負担金改革については、真の地方分権を実現していくため、国は、引き続き、「地方改革案」に沿って、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

- 1．国から地方への税源移譲に対応する国の財源については、地方分権の理念に沿って、国と地方の役割分担を再整理し、明確化した上で、国が責任をもって負担すべき分野を除き、「地方改革案」を着実に実施し、国庫補助負担金を廃止(一般財源化)することや事務事業を廃止することなど、国の責任によって実施すること。その際、特定地域において講じられている補助制度に係る特例措置については、十分配慮すること。
- 2．国に権限と財源を存続させている複数の補助金の統合や交付金化、国の歳出削減を目的とした単なる補助率の引下げや補助対象の縮減など地方への一方的な負担転嫁は、断じて行わないこと。
- 3．国の判断で存続している国庫補助負担金は、国の責任において、社会経済の実態に即した補助単価、補助対象等の見直しを行い、都市自治体の財政運営に支障を生じさせることのないよう超過負担の解消や手続きの簡素化を図るとともに、地方分権の理念に沿い、都市の裁量度を高め自主性を大幅に拡大すること。
- 4．国庫補助負担金を受けて整備された公共施設を、市町村合併、行政改革及び人口減少などで整理・統合した場合は、国庫補助負担金の返還及び手続きなどについて、特段の配慮をすること。

以上要望する。

地方債の充実・改善等に関する要望

地方債の充実・改善を図るため、国は、次の事項について積極的かつ適切な措置を講じられたい。

- 1．生活関連社会資本等の整備を推進するため、所要の地方債総額を確保するとともに、長期・低利の良質な公的資金の安定的確保を図ること。
- 2．公的資金の繰上償還については、一部措置されたところであるが、依然として公債費は高水準で推移しており、更なる公債費負担の軽減を図るため、繰上償還の期間や枠の拡大などの措置を講ずること。
また、政府資金の借換債を創設すること。
- 3．起債対象事業、充当率、償還年限等、貸付条件の改善を図ること。
また、各都市自治体の財政運営に支障が生じることのないよう退職手当債等個々の自治体の実情に十分配慮した適切な対応を図ること。
- 4．地方債は協議制になったが、最終協議以降の補助金等の変更に対応できない例も見られることから、柔軟に対応できるよう改善を図ること。
- 5．地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく政令の制定については、都市自治体の財政運営に支障や混乱が生じないよう十分配慮すること。

以上要望する。

地方公営企業等金融機構の設立に関する要望

地方公営企業等金融機構法が成立し、公営企業金融公庫の役割と業務については、地方共同法人である地方公営企業等金融機構に承継されることとなった。

地方公営企業等金融機構が公営企業金融公庫と同様に、地方財政制度の一翼を担い、安定的な資金調達が可能となるよう、次の事項について積極的かつ適切な措置を講じられたい。

- 1．平成 20 年度地方財政計画及び地方債計画の策定にあたっては、地方公営企業等金融機構の業務の安定的な運営と市場の機構に対する信頼の確保に留意し、同機構資金を公的資金の一環として位置付けること。
- 2．公営競技納付金については、公営競技施行団体の過度の負担とならないよう、運用面の改善を図ること。

以上要望する。

介護保険制度に関する要望

介護保険制度の円滑な運営を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 財政運営について

- (1) 介護保険財政の健全な運営のため、都市自治体の個々の実態を考慮しつつ、十分かつ適切な財政措置を講じること。
- (2) 介護給付費負担金については、各保険者に対し給付費の25%を確実に配分し、現行の調整交付金は別枠化すること。
- (3) 調整交付金については、早期に交付割合や交付金額を決定するよう、所要の措置を講じること。
- (4) 財政安定化基金の原資については、国及び都道府県の負担とすること。
- (5) 制度の見直しに伴って生ずる電算システム改修等の経費について、十分な財政措置を講じること。

2. 低所得者対策等について

- (1) 低所得者に対する介護保険料や利用料の軽減策については、国の責任において、財政措置を含め総合的かつ統一的な対策を講じるよう、抜本的な見直しを行うこと。
- (2) 重度心身障害者については、医療系サービスの必要度が高く、介護保険利用者負担が高額になるため、国の負担により減免措置を講じること。

3. 介護サービスの基盤整備について

- (1) 高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画に基づき、介護サービスが適切に提供できるよう、人材の確保、養成を含めた基盤整備について、十分な財政措置を講じること。
- (2) 介護療養型医療施設から介護老人保健施設等への転換を図るにあたっては、都市自治体の実態を考慮し、国の施策として、住民が転換後も引き続き適切なサービスが受けられるよう、必要な支援措置を講じること。

4．第1号保険料について

第1号保険料について、世帯概念を用いている賦課方法の在り方を含め、より公平な保険料設定となるよう見直しを行うこと。

5．要介護認定について

- (1) 要介護認定事務の効率化を図るため、認定有効期間の在り方を含め認定事務の更なる改善を図ること。
- (2) 指定市町村事務受託法人の設置促進に向けた支援策を講じること。

6．介護報酬について

次期介護報酬の改定にあたっては、都市自治体の意見を十分踏まえて設定すること。

7．地域包括支援センター等について

- (1) 地域包括支援センターにおける介護予防支援業務の在り方について、介護報酬等も含め実態に即した見直しを行うとともに、十分な財政措置を講じること。
- (2) 地域密着型サービスについては、地域の実情に配慮した弾力的な基準とすること。
- (3) 地域密着型サービスについては、介護保険事業計画の達成に支障が生じるおそれがあると認められる場合、指定を行わないことができるようにすること。

8．地域支援事業について

- (1) 地域支援事業について、十分な財政措置を講じること。
- (2) 地域支援事業における介護予防事業及び包括的支援事業・任意事業にかかる費用区分の限度基準の弾力化を図ること。

9．被保険者及び受給者の範囲について

被保険者及び受給者の範囲の検討にあたっては、国民の理解が得られるよう目的を明確にした上で、更に議論を重ねること。

10. その他

- (1) 今後の介護保険制度改革の実施にあたっては、都市自治体と十分協議するとともに、改革の具体化については、速やかに情報提供を行い、十分な準備期間を設けること。
- (2) 介護保険制度の財政見通しを踏まえた保険料や利用料について積極的に広報を行い、国民の理解と協力が得られるようにすること。
- (3) 利用者負担（利用料）について、税制上の介護費控除を創設すること。

以上要望する。

国民健康保険制度等に関する要望

国民健康保険制度等の健全な運営を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 医療保険制度の一本化について

国の責任において、給付の平等、負担の公平を図り、安定的で持続可能な医療保険制度を構築するため、国を保険者とし、すべての国民を対象とする医療保険制度の一本化を図ること。

2. 当面の財政措置の拡充及び制度運営の改善等について

(1) 高額医療費共同事業、保険基盤安定制度及び財政安定化支援事業について、実態を考慮し、国の責任において国保関係予算の所要額を確保すること。

(2) 制度改革に伴い市町村等に生じる新たな負担について、財政措置を講じること。

(3) 実効ある医療費適正化対策を推進すること。

(4) 市町村国保に義務付けられる健診・保健指導に係る人件費、電算システム経費等について十分な財政措置を講じるとともに、保健師等の人材が確保できるよう、適切な支援策を講じること。

また、電算システム運用における個人情報保護への対応、代行機関を活用するなど円滑な実施に向けた体制整備、市町村国保と被用者保険との連携の仕組みの構築など、健診・保健指導の確実な実施のための措置を講じること。

(5) 介護保険料に加え、新たに後期高齢者支援金分の負担が加わることとなり、保険料収納率の低下や未納分も含めた全額納付等により、更に国保運営に支障を来すことが懸念されるので、十分な財政措置を講じること。

(6) 国の責任において保険料(税)の統一的な減免制度を創設し、十分な財政措置を講じること。

また、低所得世帯に対する保険料(税)を軽減するため、軽減判定基準について見直しを行うこと。

- (7) 保険料(税)の 2 割軽減に係る申請方式を廃止すること。
- (8) 保険料(税)の収納率による普通調整交付金の減額算定措置を廃止すること。
- (9) 各種医療費助成制度等市町村単独事業の実施に対する療養給付費負担金及び普通調整交付金の減額算定措置を廃止すること。
- (10) 精神・結核の保険優先化に伴う国保財政の負担増に対する財政措置を講じること。
- (11) 葬祭費に対する財政措置を講じること。
- (12) 被保険者の資格情報等について、被用者保険の保険者が資格喪失の情報を国保保険者に通知するとともに、それに基づき職権処理出来るよう、制度化すること。
- (13) 資格を喪失した被保険者が受診したことに伴う過誤調整について、被保険者を介さずに保険者間において直接処理出来るよう、関係法令を整備すること。
- (14) 国民年金未納者に対する国保の短期被保険者証発行措置について、市町村の窓口で混乱が生じないように、万全の対策を講じること。
- (15) 国保及び老人保健医療に係る国庫負担金概算交付金について、財政運営に支障を来すことのないよう、適切な時期に所要額を交付すること。
- (16) 常時雇用されている外国人労働者が社会保険に加入するよう、国において事業主への指導を徹底すること。

3 . 後期高齢者医療制度について

- (1) 後期高齢者医療制度が円滑に施行されるよう、必要な情報を早急に提供するとともに、十分な財政措置等を講じること。
特に、市町村と広域連合間のオンラインシステムの構築、市町村の電算システムの改修等、電算システムに係る経費に対する十分な財政措置を講じること。
- (2) 後期高齢者に係る診療報酬の検討にあたっては、後期高齢者及び家族を含め幅広く意見を聴取し、後期高齢者にふさわしい報酬体系とすること。
- (3) 後期高齢者医療制度の円滑な運営には、国民の理解と協力が不可欠であるため、国においても制度の趣旨や内容について十分な広報を行うこと。
また、都市自治体等で実施する広報活動について、財政措置を講じること。

と。

(4) 高齢者の財政負担を急増させないように配慮すること。

(5) 後期高齢者支援金算定の加算減算指標となる健診実施率等の水準については、地域の実態に即したものとすること。

以上要望する。

少子化対策に関する要望

少子化対策の充実強化を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

- 1．次世代育成支援対策施設整備交付金について、地域の実態に即した水準に改善するとともに、同交付金事業に関する制度改正等の際し、都市自治体や実施団体の意見及び利用者のニーズを十分に調査・把握した上で適切に対応すること。
- 2．子どもを安心して生み育てられる経済的な環境づくりを推進するため、事業所が独自に実施している子育て支援手当に対する非課税措置、保護者に対する出産育児控除、16歳以上の子どもの教育資金の借入返済に対する税額控除等の税制上の措置を講じるなど、保護者等の負担の軽減を図ること。
- 3．少子化に関する国民意識を高めるため、更なる啓発活動を行うこと。
- 4．保育対策について
 - (1) 保育所待機児童の解消に係る施設整備について、財政措置の拡充を図ること。
 - (2) 保育所職員の配置基準を見直すとともに、多様な保育サービスの提供や保育所の適正な運営を確保するための財政措置の拡充を図ること。
 - (3) 保育料については、保護者の負担や地域の実態を考慮した上で、徴収基準額を見直すこと。

また、見直しに際しては、基準額を早期に提示するなど都市自治体の予算編成に十分配慮すること。
 - (4) 保育所入所児童の年齢計算における基準日を小学校、幼稚園に合わせるとともに、実態に見合った財政措置を講じること。
 - (5) 保育料の徴収事務を認可保育所に委託できるよう関係法令を整備すること。
 - (6) 第2子以降の出産のため保護者が退職した場合、既に保育所に入所して

いる児童については、当該年度に限り、継続して通所できるよう入所要件を緩和すること。

(7) 幼保一元化の将来像を明示し、「認定こども園」について見直しを行うこと。

5. 放課後児童健全育成事業について

(1) 放課後児童健全育成事業について、十分な財政措置を講じるとともに、大規模放課後児童クラブ、障害児の受入れ、指導員の配置等について、地域の実情に即した運営が確保されるよう適切な措置を講じること。

(2) 放課後児童クラブにおける事故を「日本スポーツ振興センター災害共済給付」の対象とするなど、傷害保険制度等について検討すること。

6. 放課後子どもプランについては、保護者等に混乱を与えることなく、地域の実態を踏まえた運営が可能となるよう配慮するとともに、財政措置の充実を図ること。

7. 児童扶養手当における所得制限限度額を緩和するとともに、一部支給停止（減額）措置については、幅広く関係者等の意見を聴取し、減額措置を緩和するなど生活水準への影響に配慮すること。

8. 児童手当の所得制限を撤廃するとともに、十分な財政措置を講じること。

9. 児童手当及び児童扶養手当に係る電算システムについては、国において全国統一的なシステムを開発するとともに、都市自治体の負担にならないよう、十分な財政措置を講じること。

10. 母子家庭等の経済的な自立を促進するため、母子及び寡婦福祉貸付金の原資の増額や貸付条件の緩和を図ること。

11. 父子家庭についても、児童扶養手当や現行の「母子及び寡婦福祉貸付金」等の対象とすること。

12．児童虐待防止対策に係る都市自治体の児童家庭相談について、財政措置の拡充を図ること。

13．子どもの医療費無料化制度やひとり親家庭及び寡婦に対する医療費助成制度を創設すること。

14．妊婦健康診査について、全国統一的な公費負担制度とするとともに、健診回数に見合った十分な財政措置を講じること。

以上要望する。

保健福祉施策に関する要望

保健福祉施策の充実強化を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1．生活保護制度について

- (1) 生活保護費負担金については、現行の国庫負担率を堅持すること。
- (2) 地域の実態に即した級地区分の見直し、実施機関の調査権限の強化など、社会経済状況の変化に適応した制度改正を適切に進めること。
- (3) 就労支援事業対象者の範囲や自動車保有制限の緩和など、受給者の就労自立に向けた体制を強化すること。
また、個々の事情を勘案しつつ、私立高校を生業扶助の対象とすることについて検討すること。
- (4) 不適正受療や不正受給を防止するための実効性ある措置を講じること。
- (5) 介護保険施設の個室等については、居住費の負担のない場合など特別な場合を除き、新規の入所者の利用は認められていないが、特別養護老人ホームの大半が個室・ユニット化され、今後、施設入所が困難になることから、個室等の利用等に係る取扱いについて早期に改善すること。
- (6) 水道・下水道料金について、保護の実施機関による代理納付ができるようにすること。

2．福祉制度の改正等に伴う電算システム改修費等について、地域の実態を踏まえ、十分な財政措置を講じること。

また、制度改正の実施にあたっては、速やかに情報提供を行うとともに、十分な準備期間を設けること。

3．税制改正等に伴い、国民健康保険料等の負担が増加する高齢者に対して軽減措置を講じること。

4．保健所の設置について、現在政令で規定されている都市自治体以外においても、当該自治体の意向により設置できるよう制度を改正すること。

- 5．原子爆弾小頭症患者の生活実態を十分に把握し、被爆者相談事業の拡充強化など実態に即した支援措置を講じること。
- 6．隣保館をはじめとする社会福祉施設の整備及び管理運営について、実情に沿うよう財政措置の充実を図ること。
- 7．社会福祉士、保健師等について、年度当初からの採用に支障が生じないよう、国家試験合格発表時期等について配慮すること。
- 8．地域福祉資金について、高齢者保健福祉の重要性に鑑み、弾力的な運用ができるよう活用方策の検討を行うこと。

以上要望する。

障害者福祉施策に関する要望

障害者福祉施策の充実強化を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1．障害者自立支援法について

- (1) 障害者の自立と社会参加に向けた施策の充実を図るため、自立支援給付及び地域生活支援事業について、自治体間格差を解消する等地域の実態を踏まえ、超過負担が生じないように、十分な財政措置を講じること。
また、サービス利用者の公平性を確保するため、利用者負担等について一層の軽減策を講じること。
- (2) 各種サービスについて、生活実態との乖離や地域格差が生じないように、障害程度区分判定や支給決定基準等について統一的な基準を設けること。
- (3) 障害者デイサービス事業所の地域活動支援センターへの移行を促すため、規模や職員配置に関する補助基準を緩和すること。
- (4) 利用者負担の軽減や事業者に対する激変緩和措置については、今後の実績等を十分に踏まえ、平成21年度以降の対応について検討すること。
- (5) 日常生活用具給付等事業に移行した「ストマ」について、補装具費の給付対象とすること。

2．障害者（児）の多様なニーズに適応した福祉施設の整備について、更なる財政措置の充実を図るとともに、各事業所の安定的な運営が可能となるよう、重度重複障害者の居住が確保できるケアホームの報酬額や、児童デイサービス事業における報酬単価基準等に配慮すること。

3．障害者施策に関する制度変更については、早期に適切な情報を提供するとともに、地域の意見を踏まえ、計画的に実施すること。

4．精神障害者に係る公共交通運賃及び有料道路料金について、割引制度を設けるとともに、身体障害者及び知的障害者に係る運賃割引の利用制限を撤廃するよう、関係機関へ要請すること。

また、手帳の種別による福祉サービスの格差を解消すること。

- 5．重度障害者（児）の医療費について、財政措置の拡充を図ること。
- 6．障害者の自立や社会参加を促す所得保障を拡充するとともに、障害者の雇用を促進する企業への優遇措置等を講じること。
- 7．障害児が幼児期から学齢期を一般学校で学び育つことができるよう、支援措置を講じること。
- 8．発達障害者に係る各種支援サービス等の制度化について検討すること。
- 9．知的障害者更正相談所及び婦人相談所を都市自治体の意向により設置できるよう、検討すること。

以上要望する。

地域医療保健に関する要望

地域住民の健康の保持・増進を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 医師等の確保対策について

- (1) 医師不足の解消や地域ごと・診療科ごとの医師偏在の是正を図るため、地域における充足状況を早急に調査した上で、都道府県域を越えた需給調整システムや医師派遣体制を構築するとともに、医学部の定員を更に増やす等、医師の絶対数を確保するための特段の措置を講じること。
- (2) 産科・小児科医等の不足が深刻な診療科において、医師の計画的な育成、確保及び定着がなされるよう、財政措置等の充実を図ること。
- (3) 育児休業後の円滑な職場復帰等、女性医師が継続して勤務できる体制を整備すること。
- (4) 看護師等の養成・確保について、適切な措置を講じること。
- (5) 新医師臨床研修制度等の導入による医師不足の影響や問題点を検証するとともに、制度の改善を図ること。
- (6) 医学部入学に際し、実効ある「地域枠」を設けること。また、地域医療を担う医師を養成するための「奨学金制度」や「専門講座」等を設けるとともに、十分な財政措置を講じること。
- (7) 医師に一定期間の地域医療従事を義務付けることについて検討すること。
- (8) 地域医療の良質かつ均質で継続的な確保ができるよう、過疎地域における医師配置基準の緩和等、医療提供体制の整備を推進するため、財政措置を含めた所要の対策を講じること。
- (9) 看護師配置基準における7対1入院基本料については、病院単位から病棟単位への施設基準とする等、偏在に配慮した見直しを行うこと。

2. 自治体病院について

- (1) 自治体病院をはじめ地域の中核病院の施設整備、及び高度医療化等医療体制の拡充強化について、十分な財政措置を講じること。
- (2) 合併に伴う自治体病院に対する特別交付税の激変緩和措置について、措

置経過後においても特別交付税措置を継続すること。

3．救急医療について

- (1) 救命救急センター運営に係る普通交付税の算定にあたっては、地域の運営形態に配慮すること。
- (2) 小児救急医療体制の整備及び運営等について、財政措置の拡充を図ること。
- (3) 第三次医療機関・救命救急センターにドクターヘリの導入を促進し、救命救急医療体制の充実を図ること。

4．老人保健法改正後に実施する健康増進事業について、都市自治体に超過負担が生じないように、十分な財政措置を講じるとともに、速やかな情報提供を行うこと。

5．住民検診に係る高額医療機器の整備について、財政措置の充実を図ること。

6．「第3次対がん10か年総合戦略」を積極的に推進し、がん対策のより一層の充実を図ること。

7．高度医療体制整備の一環として、がんの新しい治療法である「重粒子線治療」を行う放射線医学総合研究所の設置を促進すること。

8．都市自治体が費用を負担する任意予防接種事業等に対して財政措置を講じるとともに、予防接種に伴う健康被害について、予防接種法による救済の対象とすること。

9．保険適用外の不妊治療のうち、人工授精及び既に助成制度のある特定不妊治療を保険適用とすること。

10．各種医療費助成制度について、都市自治体の規模や財政状況等による格差を解消し、国の責任において、国民が公平に医療給付を受けられるようにすること。

11．外国人の無保険による医療費未払いに対応するため、医療費補填事業等について検討すること。

以上要望する。

国民年金に関する要望

国民年金の円滑な運営を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

- 1．国民に負担を与えている年金記録漏れ問題について、不安の解消を図り、信頼を取り戻すため、早急かつ適切な対応を行うこと。
- 2．将来に向けて持続可能な年金制度を構築するため、その在り方について、最低保障年金を含め国民的な議論を行い、適切な見直しを行うこと。
- 3．定住外国人無年金者に対し、国の責任において救済措置を講じること。
また、定住外国人無年金障害者に対し、特別障害給付金制度と同様の救済措置を講じること。
- 4．中国残留邦人等の日本不在時に被保険者期間とみなされた期間に係る保険料を全額国の負担とすること。
- 5．国民年金事務費交付金について、超過負担が生じないように適正に交付すること。
- 6．未支給年金を請求できる遺族の範囲を拡大すること。

以上要望する。

水道事業に関する要望

安全、安心な水道水の供給及び公営企業財政の健全化を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

- 1．安全で安定した水道水の供給を図るため、上水道における老朽化した水道施設の更新並びに施設の耐震化及び安全強化について、財政措置の拡充を図ること。
- 2．簡易水道事業の統合促進を目的とした補助採択要件の見直しについて、地域の実情に応じた要件緩和を図るなど、必要な措置を講じること。
- 3．ダム上流自治体における水質改善事業を促進するため、同事業に係る財政措置の拡充を図ること。
- 4．ほう素等を除去する温泉排水処理機（除去装置）の設置促進について、財政措置を講じること。
- 5．計量法における水道メーターの検定有効期間について、延長を図ること。

以上要望する。

雇用就業対策の推進に関する要望

雇用就業対策の推進を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

- 1．中高年齢者、障害者等の就職困難者について、就業対策を積極的に進めること。
- 2．職業観の育成や職業相談・指導等、職業能力開発向上のための職業訓練施策を充実するとともに、認定職業訓練校に対する財政措置の充実を図ること。
- 3．公正な採用選考を図るための雇用主等への啓発・指導を強力に進めるとともに、公正採用選考人権啓発推進員制度の充実を図ること。
- 4．地域職業相談室設置運営要領における設置対象選定基準を緩和すること。
- 5．若年層の安定的雇用を確保するため、正規雇用の促進に向けた支援措置を充実すること。

以上要望する。

廃棄物対策に関する要望

廃棄物対策の充実強化を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 総合的な廃棄物政策について

- (1) 拡大生産者責任を明確にし、循環型社会の構築に向けた更なる取組を推進すること。
- (2) 多様な廃棄物に対し、効率的で低コストのリサイクル技術の開発を図るとともに、リサイクル製品の流通体制の確立と需要の拡大を含めた総合的な廃棄物再生利用対策を推進すること。
- (3) 「廃エアゾール缶等の適正処理及びリサイクルの促進に関する合意事項の覚書」の遵守並びに中身残留缶の取扱いや輸入エアゾール缶対策等の問題解決に向け、適切な対策を講じること。
- (4) 産業廃棄物処理施設の設置について、知事による設置許可等の権限の行使にあたっては、地元の市町村長の意見が十分に反映されるよう、制度改正を行うこと。
- (5) 古布のリサイクルシステムの構築を図ること。

2. 廃棄物処理施設等について

- (1) 廃棄物処理施設等の整備事業については、都市自治体の現状を考慮しつつ、事業の円滑な執行が確保されるよう、十分な財政措置を講じること。
- (2) 循環型社会形成推進交付金制度について、廃棄物処理施設の基幹的改良やごみ固形燃料製造施設の運営に対する支援措置を拡充するとともに、熱回収施設を有効に利用する施設についても「余熱活用施設」として交付対象とすること。
- (3) 廃棄物処理施設の解体撤去工事費について、跡地が廃棄物処理施設以外に利用される場合や事業主体が替わった場合などに対しても、更なる財政措置を講じること。

また、施設解体時に実施するダイオキシン類濃度測定費用について、適切な財政措置を講じること。

- (4) 循環型社会形成推進交付金対象事業のうち、適正な最終処分場の再生事業について、起債等の財政措置を講じること。

3 . 家電リサイクル法について

- (1) 家電リサイクル法の見直しにあたっては、一般廃棄物処理の責任を担う市町村の意見を反映させた法改正を行うこと。
- (2) リサイクル費用については、製品購入時に支払う「前払い制」に仕組みを改めるとともに、消費者が預託するリサイクル費用を事業者が適正に管理運用できる仕組みを構築すること。
- (3) 液晶テレビ、プラズマテレビ、電子レンジ等、普及が著しい家電製品を対象品目に加えること。
- (4) 不法投棄された廃家電製品に係る処理等については、拡大生産者責任に基づき、事業者収集、運搬、処理等を義務付けること。
- (5) 指定引取場所の区分の廃止など、排出者等の利便性に配慮した制度に見直すこと。
- (6) リサイクル料金の設定根拠等を公表すること。
- (7) 修理体制の充実を喚起するなど、廃家電製品の発生抑制を図ること。

4 . 容器包装リサイクル法について

- (1) 拡大生産者責任の原則に基づき、事業者責任の強化・明確化を図るとともに、事業者と自治体との適切な役割分担、費用負担の制度化を更に推進していくこと。
- (2) 容器包装リサイクル法の改正に伴う附帯決議等を踏まえ、レジ袋の有料化に伴う収益を環境対策等に充当する制度を確立すること。
- (3) 飲料用容器等のデポジット制の更なる普及を図るとともに、リサイクルの対象となる容器包装の範囲を消費者に分かりやすくすることはもとより、製品の設計段階から容器包装の軽量化やリサイクルに配慮した仕様を製造事業者義務付けるなど、今後とも継続した見直しを図ること。

以上要望する。

生活環境等の保全・整備に関する要望

地域社会における快適で安全な生活環境づくりを推進するため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1．地球温暖化防止対策について

- (1) 「京都議定書」の温室効果ガスの削減目標達成に向けて、企業等を対象とした環境税等の導入を含めた誘導・規制措置を講じるとともに、事業者に対する支援措置の拡充を図ること。
- (2) 地球温暖化防止対策の一環として、3R（リデュース・リユース・リサイクル）等を推進すること。

2．浄化槽設置整備事業等について

- (1) 浄化槽設置整備事業について、財政措置の拡充を図ること。
- (2) 住宅団地等における老朽化した大型浄化槽の改築等を促進するため、財政措置の拡充を図ること。
- (3) 合併処理浄化槽の維持管理等について、財政措置を講じること。

3．地域における環境保全活動の推進について、財政措置の拡充を図ること。

以上要望する。

アスベスト対策等に関する要望

アスベストや健康に影響を及ぼす恐れのある汚染物質等の発生抑制のため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. アスベスト対策について

- (1) アスベストに起因すると考えられる健康被害を受ける全ての住民を対象に、継続的な健診体制等を確立すること。また、定期的な検査等による経過観察に要する費用について財政措置を講じること。
- (2) 公共施設や民間建築物等について、アスベスト調査、除去等に対する財政措置の拡充を図ること。特に民間建築物については、アスベスト改修が滞っている現状にあるので、一層の支援策を講じること。

2. 土壌汚染に係る浄化措置等を促進するため、小規模事業者への財政措置を講じること。

以上要望する。

公立学校施設等の整備に関する要望

公立学校施設等の整備を推進するため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

- 1 . 公立学校施設等の耐震診断及び耐震補強事業等について、財政措置の拡充を図ること。
- 2 . 公立学校施設について、新增築・改築事業を計画的に推進できるよう、財政措置の充実を図ること。
また、改築事業に係る採択基準の緩和を図ること。
- 3 . 国有学校用地の利用について、無償譲渡又は無償貸付とし、改築承諾料の徴収を廃止すること。
- 4 . 学校施設を有効に活用できるよう、「公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分の承認等について(通知)」等に定められている国庫納付返還金に係る諸規定を都市自治体の実態に合うよう見直しを行うこと。

以上要望する。

義務教育施策等に関する要望

義務教育施策等の充実を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1．分権型教育の推進について

- (1) 公立小中学校教職員の人事権を、中核市をはじめとする都市自治体に所要の税財源措置と併せて移譲すること。
- (2) 都市自治体が地域の教育ニーズに応じた独自の教育施策を展開することができるよう、公立小中学校の学級編制権及び教職員定数決定権等を都市自治体に移譲すること。
- (3) 教育委員会の設置について、選択制を導入すること。

2．教職員配置等の充実について

- (1) 地域に応じた少人数学級の推進を図るため、教職員配置の充実を図るなど、都市自治体が独自の取組に対応できるよう、法改正等により学級編制及び教職員定数の標準を見直すこと。
- (2) 帰国、入国児童・生徒が多数在籍する学校への教職員配置等を充実すること。
- (3) 専任の司書教諭の全校配置等、学校図書館における人的配置の充実を図ること。
- (4) 学校栄養教諭の配置を促進すること。
- (5) スクールカウンセラーを養成するとともに、絶対数が不足している学校へ効果的に配置すること。
- (6) いじめ、不登校の解消や、外国人児童生徒への適切な対応のため、適応指導教育への支援措置を講じること。
- (7) 生徒指導等に配慮を要する学校への養護教諭の複数配置を促進すること。

3．障害児等の学習環境の充実について

- (1) 普通学級に在籍する障害児や、LD（学習障害）、ADHD（注意欠陥・多動性障害）等の児童・生徒に対する教職員配置の充実など、特別支援教

育の充実を図ること。

(2) 特別支援学級における児童・生徒の定数の見直しを行うこと。

(3) 入退院を繰り返す児童・生徒に配慮し、院内学級について、入学手続きの簡素化を図ること。

(4) 障害者に対する正しい理解を深めるための啓発活動へ支援を行うこと。

4 . 小中一貫教育を推進するため、義務教育学校設置に係る法令等の諸整備を早期に行うこと。

5 . 幼稚園を指定管理者制度等の対象とすること。

6 . 幼稚園就園奨励に係る、財政措置の充実を図ること。

7 . 幼保一元化の将来像を明示し、「認定こども園」について見直しを行うこと。

8 . 放課後子どもプランについては、保護者等に混乱を与えることなく、地域の実態を踏まえた運営が可能となるよう配慮するとともに、財政措置の充実を図ること。

9 . 国と郷土を愛する心を培うとともに、地域の文化・伝統を重んじる視点に立って、住民に身近な自治体が主体となるふるさと教育を継続的に行えるようにすること。

10 . 学校教育及び社会教育における人権思想の普及・高揚を図ること。

また、地方公共団体が主体的に実施する人権啓発事業について、財政措置の充実を図り、人権教育のための教員配置を促進すること。

11 . 奨学金制度に係る要件の緩和、入学資金制度の創設など教育環境の整備を図ること。

12 . 地方文化の振興を図るため、史跡、埋蔵文化財等の保存整備等について、財政措置の充実を図ること。

以上要望する。

まちづくり等に関する要望

まちづくり等の推進を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

- 1．魅力ある都市づくりを実現するため、都市自治体が自主的・主体的な取り組みができるよう、都市計画法の権限を都市に移譲すること。
- 2．中心市街地の活性化を支える多様な支援施策の拡充等
 - (1) 多様な都市機能の集積による中心市街地の活性化を図るため、業務機能の集積に関する支援制度の創設と街なか居住推進に係る支援措置の拡充を図ること。
 - (2) 旧法（中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律）において策定された基本計画に基づく公民一体の継続的な取り組みに対し、新法による認定基本計画に準じた支援等の継続など、都市自治体の実情に配慮した弾力的な支援措置を講じること。
 - (3) 道路空間の柔軟な利活用による街の賑わいや快適な歩行空間の創出、公共交通による中心市街地へのアクセス強化など、多様な都市交通施策の推進を図るため、公民協働による新たな仕組み・制度の整備を行うとともに、財政面に対する支援措置の拡充等、国による総合的な支援体制を確立すること。
- 3．土地区画整理事業を促進するため、必要な財政支援措置及び税制上の優遇措置を講じること。
- 4．街路事業を着実に推進するため、財政措置の充実を図るとともに、事業期間の延伸等について弾力的な対応を行うこと。
- 5．全国の都市再生を実現するため、各種プロジェクト、まちづくり事業の推進に必要な支援措置を講じること。

- 6．連続立体交差事業及び関連するまちづくり事業に対して、財政支援措置を拡充すること。
- 7．良好な景観形成への取組みを総合的かつ体系的に推進するため、違反広告物の簡易除却手続きの簡素化、景観行政団体が取り組む施策に対する継続的な財政支援措置を講じること。
- 8．国から譲渡された法定外公共物の維持管理費について、財政支援措置を講じること。
- 9．不適切な残土処分行為を規制するため、実効性のある法的整備を図ること。
- 10．一定の民間建築物の歩行者通過空間について、地域の実情に即した効率的かつ魅力的な歩行者空間整備を推進するため、公的位置付けが可能となる制度を創設すること。

以上要望する。

下水道の整備促進に関する要望

基幹的な生活環境施設として極めて重要な下水道の整備を効率的・効果的に促進するため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

- 1．下水道事業の計画的な整備を促進し、浸水対策、合流式下水道の改善等を図るために必要な財政措置を充実し、所要の予算額を確保すること。
- 2．下水道事業における市町村合併支援措置について、その期限を延長すること。
- 3．下水道事業債について、政府資金等良質な資金を確保するとともに、償還の負担軽減対策など一層の充実を図ること。
- 4．日本下水道事業団においては、都市からの補助金の負担について、公平化の観点から見直しの検討を行うこと。

以上要望する。

公共事業用地の確保に関する要望

公共事業を円滑に推進するため、公共事業用地の確保に関し、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

- 1．公共事業用地及び代替地取得を円滑に推進するため、譲渡所得に対する特別控除額の引上げや用地取得が2ヵ年以上にわたって行われる場合の特別控除の通算適用等、税制上の優遇措置を拡大すること。
- 2．市町村等の公共事業用地先行取得に係る農地取得制限の緩和を図ること。
- 3．土地開発公社の経営健全化にむけて支援策を拡充し、保有地の処分について、柔軟に対応できるよう制度を充実すること。

以上要望する。

都市公園の整備促進等に関する要望

緑と潤いある安全で良好な生活環境を形成する都市公園等の整備を促進するため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

- 1．都市公園の整備を着実に推進するため、必要な措置を講じること。
また、地域の要請を踏まえ、積極的に国営公園の選定を行うこと。
- 2．都市における緑地保全を図るため、近郊緑地特別保全地区の指定について、都市自治体の意向を踏まえ適切な措置を講じること。
また、都市緑地法による緑地の公有化に対し必要な措置を講じるとともに、都市自治体が土地買入れ等を行うに当たっては、土地所有者への税制上の優遇措置を講じること。

以上要望する。

雪寒地帯の振興に関する要望

雪寒地帯の振興のため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

- 1．雪寒地帯における住民生活の安全確保と市町村の行財政安定のため、市町村道の除雪費に対する安定的な財政措置を講じること。
- 2．消融雪施設の普及並びに降雪期における生活道路を確保するため、雪寒指定路線の指定基準の緩和を図るとともに、老朽化した消融雪施設の更新に対する支援制度を拡充すること。
また、消融雪施設普及にともなう水不足に対処するため、河川水利用に係る水利権の許可については弾力的に対応すること。
- 3．自然エネルギー等の活用による新たな消融雪施設の研究開発を推進すること。また、安価で効率的な小型除排雪機器の開発を推進すること。
- 4．除雪体制を維持するため、除雪機械整備事業の制度を拡充するとともに最低保障制度を設けている地方自治体に対し、適切な財政措置を講じること。
- 5．雪寒地域における道路を適正に維持管理するため、凍上災の採択基準を更に緩和すること。

以上要望する。

道路の整備促進に関する要望

都市生活を支える重要な基盤施設である道路の整備を促進するため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1．中期的な道路整備計画の策定にあたっては、地方のニーズを踏まえ地方が真に必要なとする道路整備が、計画的かつ確実に整備できるよう適切に策定すること。

また、立ち遅れている地方の道路整備を促進するため、道路特定財源を十分に確保し、地方への配分割合を引き上げること。

2．幹線道路網等の整備について

(1) 円滑な交通体系の確立を図るため、高規格幹線道路、地域高規格道路、一般国道、地方道等の整備にあたっては、地域の実情等を十分勘案するとともに、必要な財政措置を講じ、早期に完成させること。

(2) 新直轄方式の高速道路の整備にあたっては、地域の実情等を十分に勘案し早期着手を図るとともに、実質的な地方負担が生じないように措置すること。

3．国道、県道の管理権限を都市自治体に移譲するにあたっては、道路の管理が円滑に行えるよう、県等と同様の十分な財政措置を講じること。

4．安全で快適な生活環境の創造のため、交通安全対策、道路防災対策、バリアフリー施策等を促進するとともに、高齢者等の社会参加を支援するため、歩行空間の面的整備を促進すること。

また、交通信号機の設置手続きについては、道路管理者の関与を可能とするなど弾力的な措置を講じること。

5．大気汚染の防止や沿道の騒音の低減等を図るため、道路環境対策・渋滞対策を促進すること。

また、道路の整備にあたっては、環境に十分配慮するとともに、地域住民

の意向を考慮すること。

- 6．道路の無電柱化を促進するため、必要な財政措置を講じるとともに、対象の拡大等の制度の充実を図ること。
- 7．道路・橋梁等の公共施設の延命化・長寿命化を図るための維持管理施策を推進するために必要な財政措置の充実強化を図るとともに、技術支援制度を設けること。
- 8．幹線道路沿いの待避所等へのゴミのポイ捨て、不法投棄の現状を把握するとともに、関係機関及び業界団体等を通じ、ドライバーに対する啓発活動を展開すること。

以上要望する。

運輸・交通施策に関する要望

運輸・交通施策の更なる推進及び地域の振興を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

- 1．高齢者、身体障害者等の移動の円滑化（バリアフリー化）について
 - (1) 公共交通事業者等が行うバリアフリー化整備事業に必要な支援措置を講じること。
 - (2) バリアフリー新法の対象となる特定旅客施設の要件となっている「一日あたりの利用者数」の基準を引き下げること。
 - (3) 高齢者や障害者等の利用実態により対象とする施設についても、特定旅客施設と同様の措置を講じ、事業実施の目標時期を明確化すること。

- 2．整備新幹線について
 - (1) 整備新幹線の建設を促進するため、建設財源を安定的に確保し、その早期完成を目指すとともに、未着工区間については、所要の進捗を進め、早期の着工及び事業化を推進すること。
 - (2) 建設に伴う地元自治体の負担については、適切な財源措置を講じること。
 - (3) 基本計画線については、整備計画線に格上げし、その整備を促進すること。

- 3．リニアモーターカー、軌間可変電車（フリーゲージトレイン）の技術開発を促進するとともに、早期実現化を図ること。

- 4．鉄道の整備促進等について
 - (1) 主要幹線鉄道、都市鉄道及び地方鉄道等の高速化、複線化、路線延長及び鉄道新線建設、新駅設置等の整備促進に必要な財政支援措置を講じること。
 - (2) 鉄道軌道近代化設備整備費について、補助率の引き上げや補助対象事業費の下限の引き下げなど支援措置の更なる拡充を図ること。

5．空港の整備促進について

- (1) 空港や路線の整備を促進するため、必要な措置を講じること。
- (2) 国際空港との乗り入れ等により地方空港の就航便を確保すること。
- (3) 乗り継ぎ便の運賃割引制度の創設に対する支援措置を講じること。
- (4) 空港施設及び周辺地域の総合的な整備を積極的に推進すること。

6．公共交通の活用を促進するため、高速バス路線のハブとなるターミナルの整備を推進すること。

7．鉄道駅周辺地域における放置自転車等の解消を図るため、「自転車法」を改正し、鉄道事業者に駅周辺への自転車等駐車場の設置を含む対応策を義務づけること。

また、駐輪場設置のための鉄道用地について、無償貸与とする等の適切な措置を講じること。

8．離島航路の運航等に対する財政支援措置を強化すること。

また、離島航路整備法に基づく欠損額の補助の対象となっていない指定区間の生活航路についても補助の対象とすること。

9．海岸へ漂着する廃棄物の対策について

- (1) 日本の海岸に漂着する廃棄物の多くは、日本周辺の沿岸諸国及び海上船舶からの不法投棄が原因と考えられ、国が責任を持って不法投棄防止対策や処理費用の応分負担について周辺諸国と協議または協力要請を行うこと。
- (2) 漂流油と同様に、海上保安庁等に漂流ごみの海上回収の専用船舶を配置し、漂着前の回収に取り組むこと。
- (3) 漂着ごみ処理は市町村が行っている実態から、国は処理実態を調査の上、国、都道府県及び市町村の役割分担並びに処理責任を法的に明確化するとともに、市町村が行う漂着物の処理経費に対して十分な財源措置を講じること。
- (4) 漂着物の回収にはボランティアが活躍しているケースが多いことから、ボランティア活動に対する支援策等を検討すること。

10. 水上バイクによる死亡・傷害事故が多発していることから、違反行為を厳格に取り締まるよう執行体制の強化を図るとともに、ユーザーに対しルール・マナーの周知徹底を図ること。

以上要望する。

港湾・海岸に関する要望

国民生活・産業活動を支える重要な社会資本である港湾・海岸保全等の整備促進を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

- 1．港湾・海岸整備事業を計画的、かつ効果的に実施するための所要の措置を講じるとともに、財源を十分に確保すること。
- 2．大規模地震、津波及び台風等から国民の財産・生命を守り、迅速な災害復旧等を可能にするためにも、津波防波堤・防潮堤や海岸保全施設等の整備を推進するとともに、耐震強化岸壁等の防災拠点の整備及びハザードマップ作成支援等のハード・ソフト面一体となった港湾における総合的な防災・減災対策を強化・促進すること。
- 3．国際競争力の強化や物流の高度化、地域経済の再生を支援するため、国際港湾の機能強化、多目的国際ターミナル、大深度岸壁、国際海上コンテナターミナル、航路再生等の総合的な物流基盤施設整備の推進を図ること。
また、効率的な国内物流体系を構築するため、複合一貫輸送等に対応した内貿ターミナル及び幹線臨港道路の整備等を促進するとともに、環境にやさしいモーダルシフト化を促進すること。
- 4．循環型社会の実現を図るため、広域的なリサイクル施設の立地に対応したリサイクルポート等、港湾を核とした総合的な静脈物流システムの構築のための基盤整備を推進すること。
- 5．港湾・海辺の資産を活用した交流空間の整備等による観光の振興や個性を活かした地域の発展に資するため、「みなとまちづくり」等の振興施策の推進・拡充を図ること。
また、観光の振興と国際交流を促進するため、国際クルーズネットワークに対応した旅客船専用岸壁や旅客ターミナルの整備を図ること。

- 6．自然と共生した社会の構築を図るため、自然共生型の事業を推進するとともに、閉鎖性水域の環境の改善対策を推進すること。
また、環境保全のために海辺を活用した環境学習を推進すること。
- 7．民間施設を含めた既存港湾ストックの有効活用を図るため、維持補修のための必要な措置を講じること。
- 8．浸食が進んでいる海岸について、浸食対策施設の整備を促進すること。
- 9．海面処分場を確保するため、廃棄物埋立護岸の整備を促進すること。
- 10．港湾に整備する基幹的広域防災拠点は、その広域性と発災時の円滑な機能転換等を考慮し、国直轄で維持管理を行うこと。
- 11．港湾の保安対策を推進するため、財政支援の拡充を図ること。

以上要望する。

生活交通維持対策に関する要望

生活交通を確保し、地域交通ネットワークを維持するため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

- 1．地域住民の生活に不可欠な移動手段を確保し、小規模な自治体でも安心して日常生活、社会生活が送れるよう、地域の関係者が一体となって、真に地域が必要とする地域公共交通を充実するために必要な財政支援措置を講じること。
- 2．生活バス路線維持に関する補助制度の充実を図ること。
- 3．並行在来線の安定的な経営確保にあたり、初期投資を含め必要な財政措置を講じること。
また、収益性の低い区間のみ分離するなど、並行在来線の自立的な経営が成り立たない不利な条件を地方に求めないこと。
- 4．過疎地等の地域住民の移動手段を確保するため、自家用自動車による有償運送制度について、地域の実情に応じた柔軟な対応を可能とする仕組みとするとともに、初期投資を含め必要な財政支援措置を講じること。

以上要望する。

治水事業等の推進に関する要望

国土の保全と水資源の供給、河川環境の保全等を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

- 1．ダム建設事業、放水路建設事業、河川改修事業、堤防強化対策事業、浸水被害対策事業等の河川の上流から下流までの各種治水事業の着実な推進を図るため、必要な措置を講じること。
- 2．急傾斜地崩壊対策事業等の着実な整備促進を図るため、必要な財政措置を講じること。
また、水害・土砂災害警戒区域における対象住民に対する支援措置を更に推進すること。
- 3．水需要に合わせた水利使用調整など水利権の弾力的運用を促進すること。
- 4．河川のごみ等が増水により下流域や海へ流出しないよう対策を実施するとともに、ごみ処理が地元自治体の負担とならないよう適切に対応すること。

以上要望する。

住宅施策に関する要望

良好な住宅の供給及び管理体制の整備等を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

- 1．老朽化及び管理放棄された住宅等について、住民の安全を守る観点などから、自治体等が弾力的に対応できるよう、法整備や財政支援措置を講じること。
- 2．構造計算書偽装問題とその対応について
 - (1) 指定確認検査機関制度について、国、地方公共団体、指定確認検査機関、事業者等の各主体の役割と責任、費用負担のあり方を明確にするよう制度の見直しを行うこと。
 - (2) 倒壊危険のある建物の居住者や周辺住民の被害を救済するための法整備を行うこと。
また、自治体の公金支出の法的根拠を明確にすること。
 - (3) 構造計算適合性判定を要する物件については、事前に申請者が判定機関において内容チェックを受けた後に、特定行政庁に確認申請するよう、建築基準法の改正等を行うこと。
- 3．公営住宅について
 - (1) 公営等住宅の建替事業及び改善事業については、必要な措置を講じること。
 - (2) 住宅新築資金等貸付事業については、貸付金の償還完了まで必要な支援措置を講じること。
 - (3) 公営住宅建設事業債の元利償還金については、地方交付税への算入措置を図るなどの支援措置を講じること。
 - (4) 公営等住宅の譲渡については、地域の実情に応じて行えるよう制度を改善すること。

以上要望する。

観光に関する要望

観光は関連する産業のすそ野が広く、地域経済への波及効果の大きい分野であることから、地域の観光産業の振興を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

- 1．観光立国に向けた振興施策の強化を図るとともに、観光振興策に対する支援及び財政措置を講じること。
- 2．観光客が安心して訪れることのできるような観光地づくりのために、観光案内標識等の統一した整備指針を提示すること。
また、旅行経費について、低廉な運賃施策や宿泊料金設定等の施策を講じること。
- 3．地方交付税の算定にあたっては、観光客等短期滞在人口を考慮するなどの、補正措置の拡大を図ること。

以上要望する。

農林水産業の振興に関する要望

農林水産業の持続的発展と長期的な安定を図るため、国は、地域の事情を勘案しつつ、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1．品目横断的経営安定対策について

(1) 品目横断的経営安定対策の推進にあたっては、多様な形態の農家が取り組むことができるよう、面積要件の緩和を図ること。

また、集落営農組織等への支援強化を図ること。

(2) 対象品目については、地域の実情に応じた農作物を加えることができるよう要件の緩和を図り、農家の所得を確保すること。

(3) 担い手要件を満たさない農家については、経営が成り立つよう適切な措置を講じること。

2．米政策の改革を強力に推進すること。

また、平成19年度以降の産地づくり対策については、現行の助成水準を維持すること。

3．担い手・新たな就農者を確保するため、技術指導、経営資金融資、農地の集積など経営安定に資する事業の充実を図ること。

4．WTO農業交渉及びFTA農業交渉にあたっては、非貿易的関心事項への配慮など、日本提案の実現を目指す従来の基本方針を堅持するとともに、上限関税設定の導入の阻止、重要品目の数の十分な確保など適切な国境措置を確保すること。

5．日豪EPA交渉にあたっては、米、麦、牛肉、乳製品、砂糖など我が国の重要品目である農産物について、関税撤廃の対象から除外または再協議の対象となるよう粘り強く交渉すること。

また、農林水産業の国際競争力の強化につながるよう、政府を挙げて対応すること。

6. 牛海綿状脳症（BSE）対策については、発生防止策並びに安全確保を継続すること。
7. 乳価の下落など厳しい経営状況にある酪農業に対して、積極的な経営安定対策を推進すること。
8. 家畜排せつ物処理施設の整備のため、平成20年度以降も必要な財政措置を講じること。
9. 農業農村整備事業に係る都道府県営事業については、団体営事業として円滑に取り組むことができるよう適切な措置を講じること。
10. 農業振興地域の指定に係る専門的知識・技術を市が備えている場合は、都道府県から市へ指定の権限を移譲すること。
また、農用区域の指定・変更にあたっては、都道府県の同意を不要とするよう必要な措置を講じること。
11. 生産緑地法に基づく生産緑地の買取り申し出に対して柔軟な対応が可能となるよう特例措置を追加するとともに、同申し出に対応するための措置を講じること。
また、市民農園等に相続が発生した場合には、相続税納税猶予など税制上の優遇措置を講じること。
12. 農地・水・環境保全向上対策を強力に推進するとともに、更なる制度の拡充を図ること。
13. 湖沼、河川の水質浄化対策の強化と事業効率を上げるため、農業集落排水事業の一層の推進を図ること。
14. 野生鳥獣による農林作物の被害が激増しているため、防除対策の調査研究を行うとともに駆除・防除等に係る必要な財政措置を拡充すること。

15. 中山間地域及び山村・過疎地域における農業、林業、畜産業の振興に対して積極的な支援を講じること。また、農地保全や後継者対策などに対して財政的な支援を講じること。
16. 地産地消を推進するため、学校や福祉施設等における給食を進めるなど支援システムの充実を図ること。
17. 食料自給率向上に向け、関係者が一体となった取組みを推進すること。
18. 森林整備等の推進について
 - (1) 森林整備保全事業計画を着実に推進すること。
 - (2) 美しい森林づくりに向け、関係省庁が連携を行うとともに必要な財政措置を講じ積極的に推進すること。
 - (3) 私有林の整備については、森林所有者が取組みやすい有効な手法を導入すること。
 - (4) 森林整備のための担い手の確保、育成事業の推進を図ること。
19. 山村地域の振興のため、平成 20 年度以降もふるさと林道緊急整備事業を継続するとともに、林道整備事業に必要な財政措置を講じること。
20. 貴重な観光資源としての松林や、潮害・防風・防砂など住民の生活環境を守る役割を持つ海岸松林等について、松くい虫被害防止対策等を講じること。
21. 林業の振興を図るため、地域材の利用促進を図るとともに、需要拡大策に対する支援の充実を図ること。
22. W T O 水産物貿易交渉にあたっては、現行の輸入割当制度及び関税水準を堅持すること。
23. 水産基本法に則り、水産業の経営安定対策の更なる推進を図ること。
また、漁港整備の推進のため、必要な財政措置を講じること。

24. 漁業用燃油価格高騰により、厳しい経営状況にある漁業者に対し漁業経営の健全化を図るため、燃料油及び石油関連製品の価格安定と漁業者への支援措置を講じること。

25. 漁業系廃棄物の処理対策及び再資源化に関する調査研究の更なる推進を図ること。

26. 沿岸諸国との漁業交渉を強力に推進するとともに、民間漁業交渉に対する支援を強化すること。

以上要望する。

地域経済の振興等に関する要望

地域経済の振興及び活性化等を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

- 1．地域経済の回復を確実なものとするため、税制の在り方を含めた総合的な経済対策を実施すること。
- 2．中小企業対策について
 - (1) 中小企業の安定及び地域経済の活性化を図るため、中小企業等関連施策を強力に推進すること。
 - (2) 信用補完制度の見直しによる責任共有制度の導入にあたっては、中小企業への資金提供が円滑に行われるよう、金融機関への適切な指導・監督等を行うこと。
 - (3) セーフティネット保証制度については、十分な保証枠を確保するとともに、各種認定要件の緩和や指定手続の迅速化など、制度の充実を図ること。
- 3．政策金融機関再編に伴う機能維持等について
 - (1) 地域経済の自立的発展を促進するため、日本政策投資銀行および商工組合中央金庫による出融資機能について、維持・充実を図ること。
 - (2) 国民生活金融公庫・中小企業金融公庫の設立目的及びこれまで果たしてきた役割を十分踏まえ、新政策金融機関については、民業補完機能の維持・強化を図ること。
- 4．地球温暖化防止の推進について
 - (1) 屋上緑化事業等に対する財政支援措置を講じる等、省エネルギー対策事業の拡充を図ること。

また、住宅用の太陽光発電システム設置に対する財政措置を講じること。
 - (2) R P S 法(電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法)で対象としている水力発電の規模の適用範囲を拡大すること。

- 5．農村地域工業導入促進法における固定資産税の減免による減収補てん措置制度の延長等、企業誘致に対する支援措置の充実強化を図ること。
- 6．原子力施設等に係る防災重点地域の範囲の拡大や、安全防災対策の充実強化を図ること。
また、原子力発電施設等周辺地域の一層の振興を図るため、原子力発電施設等立地地域の振興に関する特例措置を継続すること。
- 7．商工会議所と商工会の合併が円滑に進められるよう、関係法令の整備を図ること。
- 8．自動車競技法・小型自動車競走法における競輪・オートレースの場外車券売場の設置について、地元自治体等の意向が反映されるよう、法改正等の措置を講じること。
- 9．第三セクターの民営化に向けた税務対策について、出資金を無償譲渡する際に発生する受贈益の課税を免除すること。

以上要望する。